

虐待が疑われる重大事例等検証報告書【概要】

(令和5年1月7歳女児が実母から殺害された事例)

令和5年10月16日 大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会

1 検証の目的・方法

(1)検証の目的

児童虐待の発生予防と再発防止、支援体制の充実のため、今後の対応の指標となる提言を行うことを目的に、検証を行った。

(2)基本的な考え方

- ア 本検証は、再発防止策を検討するためのものであり、個人の責任追及や事件化を行うものではない。
- イ 調査においては、対象者の利益を損なうような追求は行わない。
- ウ 個人の対応を問題とするのではなく、組織としての対応の問題を把握するものである。

(3)実施方法

関係機関等からの調査結果をもとに、大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会において、課題の抽出、提言内容の検討を進めた。

2 開催日程・委員

開催日程：令和5年1月～10月(計5回実施)

委員：大分県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会委員 8名

3 事例の概要

令和5年1月17日、大分県中津市において、実母が長女(本児：当時7歳)を死亡させる事件が発生した。同年4月、大分地方検察庁は実母の心神喪失を認めて不起訴処分とし、心神喪失者等医療観察法に基づき、実母の医療機関への入院を大分地方裁判所に申し立てた。

4 事例検証の総括

実母は、令和4年12月頃から精神不安の状態が急激に悪化した中で本児の殺害に及んでいた。中津児童相談所は、令和3年8月以降断続的に子育ての悩みの相談等に応じていたが、今回の検証を通じて得られた以下5に記載の課題に対し、その他の関係機関とともに相応の対応をとっていたとしても、本事案の発生を予測し、防止することはかなり困難であったと考えられる。

5 事例の検証から得られた課題

今後の関係機関のより良い対応に向けて、今回の検証を通じて得られた課題について考察する。

(1)虐待リスクの把握

ア 的確なケースアセスメント

・令和4年12月15日の通所面接(結果的に本事例発生前最後の面接となった。)において、実母の精神不安の状態の悪化が推察できたことから、児童相談所は関係機関に情報提供を行ったが、その際、児童相談所においても本児に対する虐待リスクを評価した上で、援助方針を見直すなどの対応を取る余地があった。

イ 医学的な見立て

・本事例は実母の精神不安の状態が急激に悪化したことが主な原因と考えられるが、児童相談所の援助方針決定の際に医学的評価を適切に反映したり、ケースアセスメント結果に応じて児童相談所の精神科医師を活用し、実母への支援方法等について助言を受けるなどしていれば、本児に対する虐待リスク評価の引き上げに繋がった可能性がある。

(2)関係機関との連携

・本事例では、実母の養育不安を主訴として中津児童相談所が主体的に関わり、中津市は要保護児童対策地域協議会(要対協)調整機関としての情報共有を中心に支援していたが、実母の精神不安の状態悪化時などに個別ケース検討会議を開催し、その後の支援体制等を協議・検討していれば、関係機関(中津市、小学校等)に本児に対する虐待リスクが共有され、見守り体制が強化された可能性も考えられる。

6 再発防止に向けた提言

(1) 児童相談所の体制強化

ア 児童相談所職員のケースアセスメント能力等の向上

・児童相談所には、正しい知識に基づいて家族全体のケースアセスメントを適時適切に行い、アセスメント結果に沿って支援を着実に行う専門性が必要であり、過去のエピソード等から導き出される虐待のリスクを常に想定した支援を展開することが求められる。

・精神不安等を抱える保護者の支援において、精神不安の状態の悪化等に適時適切に対応するためには、児童相談所職員が医学的見立てに繋がられるよう、ケースに対する感度を高め、磨くことが重要であり、アセスメント力を高めるための研修・教育の充実が必要である。

・また、対応が長期化しているケースで顕著な変化が生じた場合等においては、児童相談所として組織的な情報共有を速やかに行い、援助方針を明確にすることが必要である。そのため、ケースマネジメントを指導できる児童福祉司等を計画的に育成し、経験豊富な職員(スーパーバイザー)を的確に配置するための体制整備を図るとともに、所長をはじめとした管理職の組織マネジメント力を高め、それを維持するための仕組みが求められる。

イ 児童相談所における医学的専門性の強化

・精神疾患や精神不安を抱える保護者等のケース支援においては、保健・医療との連携が重要であり、保護者自身の病状やこどもの養育状況を的確に把握し、安定的な養育環境を維持するためのチームアプローチが必要である。児童相談所の援助方針に医学的評価を適切に反映させるためには、医療機関等とのより良い情報共有のあり方について検討する必要がある。

・また、精神疾患や精神不安を抱える保護者等のケースで対応が長期化している場合には、虐待リスクとなる兆候や要因に関する見落としを防ぐため、医学的診断の重要性を改めて認識することが必要である。保護者の精神的不調の状況を丁寧に見極め、必要に応じて医療機関等から積極的に病状を把握するとともに、児童相談所の精神科医師や保健師の意見や助言等を適宜反映させるよう改めて徹底することが求められる。

・児童相談所における医学的専門性を強化するため、精神科医師に適宜相談できる体制の構築が望まれる。

(2) 関係機関との更なる協働

ア 要対協における情報共有の徹底

・要対協はケースの情報共有やアセスメント、援助方針及び進行管理を協議する場であり、相談内容が複雑化・多様化する中で、その重要性は高まる一方である。

・精神疾患や精神不安を抱える保護者等のケースで対応が長期化している場合には、必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、関係機関の情報共有と具体的な役割分担の確認やその見直しを行い、状況に則して援助方針を明確にすることが重要である。

イ 子育て支援サービス等の活用

・精神疾患や精神不安を抱える保護者への支援にあたっては、市町村が実施主体である子育て短期支援事業(ショートステイ等)や、家庭を訪問して弁当配布等を行い家庭状況を把握する事業(支援対象児童等見守り強化事業)のほか、児童相談所が行う児童家庭支援センターへの指導委託といった子育て支援サービスや社会資源に繋いだりすることにより、家族を多角的な視点で捉えることが重要である。

・県や市町村においては、多様な支援ニーズに対応するため、引き続き各種子育て支援サービスや相談支援体制の充実を図ることが求められる。